

第 3 0 号議案

東京都台東区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、介護保険料率等を改定するため提出します。

## 東京都台東区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都台東区介護保険条例（平成12年3月台東区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「25,200円」を「30,900円」に改め、同条第3号中「35,300円」を「43,300円」に改め、同条第4号中「50,400円」を「61,800円」に改め、同条第5号中「55,400円」を「68,000円」に改め、同号口中「、次号口」を「又は次号口」に、「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口若しくは第11号口」に改め、同条第6号中「63,000円」を「77,300円」に改め、同号口中「、次号口又は第8号口」を「又は次号口、第8号口、第9号口、第10号口若しくは第11号口」に改め、同条第7号中「75,600円」を「92,700円」に改め、同号イ中「500万円未満」を「300万円未満」に改め、同号口中「次号口」の次に「、第9号口、第10号口若しくは第11号口」を加え、同条第9号中「100,800円」を「154,500円」に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 123,600円

イ 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要とし

ない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 139,100円

イ 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第5条第8号中「88,200円」を「114,300円」に改め、同号イ中「1,000万円未満」を「750万円未満」に改め、同号ロ中「部分を除く。）」の次に「又は次号ロ若しくは第11号ロ」を加え、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 95,800円

イ 合計所得金額が300万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロ、第10号ロ若しくは第11号ロに該当する者を除く。）

第7条第3項中「及び八」を「若しくは八」に、「第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」を「又は第6号ロ」に、「第39条第1項第1号から第8号まで」を「第39条第1項第1号から第6号ま

で」に改める。

## 付 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

2 この条例による改正後の東京都台東区介護保険条例(以下「新条例」という。)第 5 条の規定は、平成 2 4 年度分からの保険料について適用し、平成 2 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

### ( 平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までにおける保険料率の特例 )

3 介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号)附則第 1 6 条第 1 項及び第 2 項(同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する第 1 号被保険者の平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの保険料率は、新条例第 5 条第 3 号の規定にかかわらず、4 2 , 0 0 0 円とする。この場合において、新条例第 7 条第 3 項の規定の適用については、「又は第 6 号口に該当するに至った第 1 号被保険者」とあるのは「若しくは第 6 号口に該当するに至った第 1 号被保険者又は令附則第 1 6 条第 2 項(同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する第 1 号被保険者となるに至った者」と、「第 6 号まで」とあるのは「第 6 号まで又は令附則第 1 6 条第 2 項(同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。)」とする。

4 介護保険法施行令附則第 1 7 条第 1 項及び第 2 項(同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する第 1 号被保険者の平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの保険料率は、

新条例第5条第4号の規定にかかわらず、52,500円とする。  
この場合において、新条例第7条第3項の規定の適用については、「又は第6号口に該当するに至った第1号被保険者」とあるのは「若しくは第6号口に該当するに至った第1号被保険者又は令附則第17条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者となるに至った者」と、「第6号まで」とあるのは「第6号まで又は令附則第17条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」とする。